令和８年８月２８日

白子町議会　議長　　宗島　理仁　　様

白子町長　　緑川　輝男　　様

白子町代表監査委員　地引　久貴　　様

白子町個別外部監査人　弁護士　渡辺　智志

個別外部監査結果報告書

当職は，地方自治法第２５２条の４２第１項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項である「白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金」について，同法第２５２条の２７第３項に規定する個別外部監査契約に基づき実施した個別外部監査（以下「本件監査」という。）の結果を報告する。

第１　本件監査の概要

１　監査を実施した期間

令和８年６月２９日から令和８年８月２８日まで

２　監査従事者

個別外部監査人　弁護士　渡辺　智志（茂原総合法律事務所）

なお，個別外部監査人は，白子町及び監査対象と利害関係がない。

３　監査業務の実施場所

白子町役場並びに個別外部監査人の事務所

４　監査の対象

(1) 対象事項

①　令和７年４月７日付け白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金の交付決定及び同決定に基づく支出行為

② 白子町と一般社団法人プロモーション白子との間の令和７年８月１日付の業務委託契約締結及び同契約に基づく支出行為

上記①及び②いずれについても，担当課は商工観光課であり，相手方，交付先または支出先は一般社団法人プロモーション白子である。

なお，DMO（Ｄｅｓｔｉｎａｔｉｏｎ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ／Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎの頭文字）とは，観光庁が近年設立を推奨している「観光地域づくり法人」のことで，地域の多様な関係者と協働し，科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを主導する法人の類型である。

(2) 補足説明

地方自治法第２５２条の４２第１項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項は，「白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金」である。これは，令和７年４月７日付け白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金交付決定を指す。また，本監査を実施していく中で，これに付随して必要と思われる事項も本監査の対象事項に加えた。

第２　事実関係

１　一般社団法人プロモーション白子（以下「プロモーション白子」という。）は，千葉県長生郡白子町関５０７４番地２を主たる事業所とし，観光関連事業者，地域住民，行政等との連携による白子町の地域資源を活用した観光振興に関する事業を行い，地域間交流，産業経済の持続的な発展と文化の振興に寄与することを目的とし，観光情報の発信・誘客宣伝・案内に関する事業，観光資源の開発・活用・保全に関する事業，観光動向，施策効果検証などの調査・統計業務等を主たる事業とする法人として，令和６年１０月７日に設立された。

設立時社員は，Ａ氏，今井滋則，Ｂ氏，宗島理仁及びＣ氏であり，設立時の役員は，代表理事にＡ氏，監事に大多和秀一が就任した。

プロモーション白子は，その定款の定めにより，剰余金の分配を行うことができず，法人の清算時の残余財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与することとされている。

２　白子町とＤ社とは，令和６年１２月２４日，ＤＭＯ事業の推進に資する目的で，Ｄ社がその職員Ｅを令和７年１月１日から同年３月３１日まで（ただし，当事者の合意で令和９年３月３１日まで延長可能）白子町に派遣することを内容とする「地域活性化起業人制度による人材派遣に関する協定」を締結し，同月２５日，白子町の負担する当該人材派遣の負担金上限を年額５６０万円とする旨を合意した。これは，総務省の「企業派遣型地域活性化起業人」という制度を利用した人材派遣契約であり，この負担金相当分は，後日，国の特別交付税措置（上限年額５６０万円）として白子町に補填されるものであった。

これに基づき，Ｅ氏は，令和７年１月１日から同年３月３１日までの間，プロモーション白子のガバナンス整備及びＤＭＯ登録申請関係の業務に従事した。

３　プロモーション白子は，令和７年３月４日，白子町に対し，同法人の事務所として使用する目的で，白子町役場２階事務室の一部１８．０９平方メートル部分の行政財産について使用許可申請を行った。

白子町は，同月１０日，同申請どおりの内容にて使用を許可した。なお，白子町は，同法人の上記行政財産の使用目的が「公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき」（白子町使用料条例第７条第２号）に該当するとして，事務室使用料を全額免除した。

４　白子町議会は，令和７年３月１２日，ＤＭＯ推進支援事業補助金として１０００万円の支出を含む一般会計歳入歳出予算を決議した。

５　プロモーション白子は，令和７年３月２５日，観光庁により観光地域づくり候補法人（候補ＤＭＯ）に登録された。

6　白子町は，令和７年４月１日，フルタイム会計年度任用職員として，Ｆ氏を同日から令和８年３月３１日までの期間で，商工観光課所属の地域プロジェクトマネージャーの職名で任用する辞令を発令した。また，Ｆ氏は，令和７年４月１日からプロモーション白子の事務局長に就任した。

7　白子町とＤ社とは，令和７年４月１日，白子町を委託者，Ｄ社を受託者として，ＤＭＯ事業運営に関する助言・支援等を委託業務，業務委託料を５６０万円（税込金額。令和７年４月分として月額４７万４０００円，令和７年５月分から令和８年３月分として月額各４６万６０００円の分割払いの方式）とする業務委託契約を締結し，上記２に引き続き，Ｅ氏が当該業務に従事することとなった。

また，白子町とＤ社とは，同日，国の特別交付税の金額変更にともない，上記２で定めた人材派遣の負担金上限を年額５６０万円から年額５９０万円に変更する旨も合意した。

さらに，プロモーション白子とＤ社とは，同日，プロモーション白子を委託者，Ｄ社を受託者として，白子町ＤＭＯ運営に関する助言と支援等を委託業務，期間を令和７年４月１日から令和８年３月２７日，業務委託料を１か月当たり１２万５０００円とする業務委託契約を締結した。これはプロモーション白子が，Ｄ社に対し，特別交付税措置の上限額に相当する業務量を超える部分のＥ氏の業務の対価を，業務委託料として支払う内容であった。

8　白子町とＧ氏とＤ社とは，令和７年４月１日，ＤＭＯ事業の推進に資するためにＤ社がその職員Ｇ氏を令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで白子町に派遣することを内容とする「地域活性化起業人制度による人材派遣に関する協定」を締結し，同日，白子町がＤ社に支払う当該人材派遣の負担金の上限を年額３００万円とする旨を合意した。これも上記２同様，総務省の副業型地域活性化起業人制度を利用した人材派遣契約であり，同負担金相当分は，後日，国の特別交付税措置として白子町に補填されるものであった。

これに基づき，G氏は，令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間，プロモーション白子の会計処理全般，ガバナンス（会社規定，契約書作成）等の総務業務に従事した。

９　プロモーション白子は，令和７年４月１日，白子町に対し，白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）第７条に基づき，白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金（以下「本件補助金」という。）の交付申請を行った。

白子町は，同月７日，本件要綱第８条に基づき補助金交付決定額を１０００万円として補助金交付決定を行い，同日，プロモーション白子に通知した。

１０　プロモーション白子は，白子町長に対し，令和７年４月７日及び同年８月２８日，白子町補助金等交付規則第１６条第２項及び本件要綱第１６条に基づき，各５００万円ずつの概算払いを請求する内容の白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金概算払請求書を提出した。これを受けた白子町は，プロモーション白子に対し，同規則第１６条第１項に基づく本件補助金の概算払いとして，同年４月１４日及び同年９月１１日に各５００万円ずつを銀行振込による方法で交付した。

１１　白子町とＤ社とは，令和７年６月３０日，上記２で定めた派遣職員をＥ氏からH氏に変更する旨を合意した。

これに基づき，H氏は，令和７年７月１日から令和８年３月３１日までの間，主にプロモーション白子のＤＭＯ本登録に向けた準備や観光推進計画に基づいた新しいコンテンツ造成などの業務に従事した。

１２　白子町とプロモーション白子とは，令和７年８月１日，白子町を発注者，プロモーション白子を受注者として，業務名称を白子町観光資源リブランディング・発信基盤整備業務，履行期限を令和８年３月１９日まで，業務委託料を３００万円とする業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を随意契

約（地方自治法第２３４条第２項，同法施行令第１６７条の２第２号）による方法により締結した。

白子町観光資源リブランディング・発信基盤整備業務の具体的内容は，①観光資源の可視化及び魅力発信コンテンツ（ＰＲ動画等）の開発，②町内事業者と連携した体験コンテンツの整理及び試行的実施，③持続的発信基盤としてのＤＭＯ公式ウェブサイト及びＳＮＳの整備・運用，④教育旅行等の受入に向けた素材整理および情報提供体制の構築，⑤観光に関するデータの収集・整理および今後の実行計画への反映等とされた。

これら業務について提出すべき成果品は，ＰＲ動画（完成データ９本），ＳＮＳ投稿計画および実績報告書，教育旅行パンフレット（冊子およびＰＤＦデータ），ＤＭＯ公式サイト内マーケティングデータページ（更新完了確認画面）及び業務全体報告書とされた。また，動画広告からランディングページを経由して各宿泊施設の予約ページへの誘導を設定すること，アクセスデータの取得範囲や予約完了の把握方法等について可能な範囲で効果検証を行うことも業務内容とされた。

１３　プロモーション白子とＩ氏とは，令和７年１０月１日，プロモーション白子を委託者，Ｉ氏を受託者として，主な委託業務をＫＰＩ達成（宿泊者数増加等）に向けた戦略策定の助言と支援，観光事業者の課題解決・収益力向上の助言と支援等，業務委託料を月額１１万６３０１円（消費税込），契約期間を令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までとする業務委託契約を締結した。

１４　プロモーション白子とＪ氏とは，令和７年１１月３０日，プロモーション白子を委託者，Ｊ氏を受託者として，主な委託業務を観光地経営に関する事業計画の策定，業務委託料を月額３０万円（消費税込），契約期間を令和７年１２月１日から令和８年３月３１日までとする業務委託契約を締結した。

１５　白子町とＩ氏とは，令和７年１２月２２日，白子町を委託者，Ｉ氏を受託者として，主な委託業務を白子町ＤＭＯ事業推進の助言・支援，ＫＰＩ達成（宿

泊者数増加等）に向けた戦略策定の助言と支援，観光事業者の課題解決・収益力向上の助言と支援等，契約期間を令和８年１月１日から同年３月３１日まで，業務委託料を４９万８０００円（月額１６万６０００円×３か月）とする地域活性化起業人業務委託契約を締結した。これは，総務省の副業型地域活性化起業人制度を利用した業務委託契約であり，この業務委託料相当分は，後日，国の特別交付税措置として白子町に補填されるものであった。

１６　プロモーション白子とK氏とは，令和８年１月７日，プロモーション白子を委託者，K氏を受託者として，主な委託業務をプロモーション白子の経理事務，営業事務その他これらに付随する業務支援，業務委託料を１時間あたり１３２０円（消費税込），契約期間を令和８年１月７日から令和８年３月３１日までとする業務委託契約を締結した。

１７　プロモーション白子は，令和８年３月１９日，白子町に対し，本件業務委託契約（上記１２参照）に基づく成果品として，ＰＲ動画（完成データ９本），ＳＮＳ投稿計画および実績報告書，教育旅行パンフレット（冊子およびＰＤＦデータ），DMO公式サイト内マーケティングデータページ（更新完了確認画面）及び業務全体報告書を提出した。

１８　白子町は，令和８年４月２７日，プロモーション白子に対し，本件業務委託契約に基づく業務委託料３００万円を支払った。

１９　プロモーション白子は，令和８年５月２０日，白子町長に対し，本件規則第１２条及び本件要綱第１３条に基づく白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金実績報告書を提出した。

２０　白子町は，令和８年５月２６日，本件規則第１４条及び本件要綱第１４条に基づき，本件補助金の額を１０００万円と確定した。

第３　監査の結果

１　本件補助金の交付決定及び同決定に基づく支出行為について

(1) 本件補助金が「公益上必要がある場合」に該当するか（地方自治法第２３２条の２）

上記第２の１のとおり，本件補助金の交付先であるプロモーション白子は，主たる事業所の所在地を白子町役場と同一の所在地（白子町役場内）として，白子町の地域資源を活用した観光振興に関する事業を行うことにより，地域間交流，産業経済の持続的な発展と文化の振興に寄与することを目的とし，主に観光情報の発信・誘客宣伝・案内に関する事業，観光資源の開発・活用・保全に関する事業，観光動向，施策効果検証などの調査・統計業務等の事業を行う法人である。また，上記第２の５のとおり，同法人は，令和７年３月２５日，観光庁により観光地域づくり候補法人（候補ＤＭＯ）に登録されている。一般社団法人である同法人は，法令または定款の定めにより，剰余金の分配を行うことができず，法人清算時の残余財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与することとされている。

これらの事情からすれば，交付先法人の目的，事業内容及び性質において公益性が認められる。

本件補助金は，同法人による上記事業を対象として，その事業実施に直接要する運営費，人件費その他白子町長が必要と認める経費を補助し，白子町の地域資源を活用した観光振興，産業経済の持続的な発展等を図るものであるから，本件補助金交付により公益実現の効用が期待できる。

また，令和７年度一般会計歳入歳出予算の「商工費」内の「観光費」が９３３６万２０００円であるのに対して本件補助金が１０００万円であるから，観光費全体の予算額との対比において均衡を欠くものではなく，支出金額における裁量の逸脱や濫用があったとは認められない。

したがって，本件補助金は「公益上必要がある場合」に該当し，地方自治法第２３２条の２違反は認められない。

(2) 本件要綱に適合しているか

ア　補助対象者に適合しているか

本件要綱第３条によれば，補助金の交付対象となる者は，①白子町内に事業所を置いて事業を実施するＤＭＯ又は観光庁にその登録を目指し，地域の観光振興を統一的に担う民間主体の組織として町長の認めた者であって，②補助金申請日において，租税公課その他の国，都道府県及び白子町に対する債務の履行を遅滞していない者とされている。

プロモーション白子は，白子町関５０７４番地２を主たる事業所とし，観光庁から観光地域づくり法人（ＤＭＯ）に登録されることを目指し，令和７年３月２５日には観光庁により観光地域づくり候補法人（候補ＤＭＯ）に登録された法人である。

同法人は，白子町商工観光課所属のＦ氏が同法人の事務局長としてＤＭＯ事務全般の責任者を務め，Ｄ社から派遣されたＥ氏が令和７年１月１日から同年６月３０日まで同法人のガバナンス整備及びＤＭＯ登録申請関係の業務に携わり，同様に派遣されたＨ氏が令和７年７月１日から令和８年３月３１日までプロモーション白子のＤＭＯ本登録に向けた準備及び観光推進計画に基づく新しいコンテンツ造成等に携わり，同様に派遣されたＧ氏が令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで同法人の会計処理全般，ガバナンス（規定及び契約書作成）等の総務業務に携わり，Ｌ社から派遣されたＩ氏が令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までＫＰＩ達成（宿泊者数増加等）に向けた戦略策定，観光事業者の課題解決・収益力向上のマーケティング業務に携わり，Ｊ氏が令和７年１２月１日から令和８年３月３１日まで観光地経営に関する事業計

画の策定業務に携わっていることから，地域の観光振興を統一的に担うための人的な事業遂行体制・能力の実体を有していたといえる。

実際，プロモーション白子は，令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの令和７年事業年度において，南白亀川ハゼ釣り大会の主催，江東湾岸まつり出店等のイベント事業対応，教育旅行等誘致対応，ダシンチレン町（モンゴル国）との国際交流事業対応，食品会社との協働による「千葉白子町の新たまねぎを使った素材を楽しむカレー」の開発，白子たまねぎ祭りや白子温泉桜祭りの来訪者その他宿泊者のアンケートデータの収集・分析等，観光振興を統一的に担う事業を実施した。

さらに，同法人は一般社団法人であるところ，その社員はＡ氏，今井滋則，Ｂ氏，宗島理仁及びＣ氏であり，役員は代表理事にＡ氏，監事に大多和秀一が就任しており，白子町から独立した民間主体の組織であることが認められる。なお，同法人の社員今井滋則、宗島理仁及び監事大多和秀一は白子町議会議員の地位にあるものの，町議会議員は町長が所轄する執行機関とは法的地位は異なるから，これをもって民間主体の組織であることが否定されるわけではない。

プロモーション白子の事業所は，白子町役場２階事務室の一部区画を使用し，商工観光課所属のＦ氏が同法人の事務局長を務めているものの，同法人が白子町から指揮命令を受けている形跡はなく，会計処理や書類管理等一切の観点からも法人業務と町業務との区分けは明確となっており，同法人が白子町から独立して業務を遂行していたことが認められる。

そして，同法人は，本件補助金申請日において租税公課その他の国，都道府県及び白子町に対して債務を負担していなかった。

したがって，同法人は補助対象者の本件要綱第３条の要件をみたしており，補助対象者に適合していた。

イ　補助対象事業に適合しているか

本件要綱第４条によれば，補助対象事業は，観光情報の発信・誘客宣伝・案内に関する事業，観光資源の開発・活用・保全に関する事業，観光動向，施策効果検証などの調査・統計業務の事業等とされているところ，プロモーション白子の主な事業目的と明らかに適合しているし，上記アで述べたプロモーション白子の令和７年事業年度の事業実績の内容も補助対象事業に適合していると認められる。

ウ　補助対象経費に適合しているか

本件要綱第５条によれば，補助対象経費は，①補助対象事業の実施に直接要する運営費及び人件費等，②補助対象事業に係る専門家及び講師への謝金等，③その他町長が必要と認める経費とされている。

プロモーション白子が令和８年５月２０日に白子町長に対して提出した白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金実績報告書に添付された令和７年度収支決算報告書に記載された支出実績を精査したところ，いずれも上記補助対象経費と認められ，違法または不当な点は見当たらなかった。

なお，以下の経費項目について補足説明をする。

(ｱ) 人件費３６８万３５８６円について

プロモーション白子の人件費（以下「本件人件費」という。）の支払先及び支払金額は，Ｄ社１５０万円，Ｉ氏６９万７８０６円，Ｊ氏１２０万円，Ｋ氏２８万５７８０円であった。本件人件費は，上記第２の７，同１３，同１４及び同１６のとおり，いずれもプロモーション白子と各支払先との間の業務委託契約に基づく業務委託料の支払いであり，それぞれ委託業務が現実に行われたことが認められる。

Ｅ氏，Ｈ氏及びＩ氏は，地域活性化起業人制度のもと，人材派遣または業務委託の形態により，プロモーション白子の業務に従事した職員であるが，地域活性化起業人制度の特別交付税措置には上限金額があるため，この上限金額を超える業務従事分の対価は，プロモーショ

ン白子が負担することとされ，これが本件人件費を構成している。なお，Ｅ氏及びH氏の支払先は，その派遣元であるＤ社となっている。

したがって，本件人件費は本件要綱第５条の「人件費」として補助対象経費に該当し，違法または不当な点は見当たらない。

なお，本件人件費は，本来，「人件費」という科目名ではなく「外注費」等の科目名が適切であった。

(ｲ) 報償費のうちの人材確保支払手数料２２７万７５００円について

プロモーション白子の報償費のうち人材確保支払手数料の支払先及び支払金額は，M社５７万７５００円，Ｄ社１７０万円であった。

プロモーション白子は，上記第２の１３のとおり，Ｉ氏との間で業務委託契約を締結しているところ，これに先立ってプロモーション白子は，M社に対して人材紹介を依頼し，Ｉ氏を紹介され，同業務委託契約に至ったものである。人材紹介料は，「算定年収１５０万円×手数料３５％＋消費税１０％」として５７万７５００円とされ，プロモーション白子は，令和７年１２月３１日，M社に対して同金額を支払った。

プロモーション白子は，Ｄ社に対し，令和７年１０月３１日，委託期間を令和７年１１月１日から令和８年３月３１日，業務委託料を１７０万円（消費税込）として，組織設計及び人材の採用活動の管理と運営全般に対する支援等の業務を委託した。この業務委託契約に基づき，Ｄ社は，一般企業で長年営業業務に携わっていたN氏をプロモーション白子に紹介・斡旋し，白子町はN氏を企業派遣型活性化起業人制度を利用して令和８年４月１日に採用し，プロモーション白子の教育旅行誘致等の営業業務等に従事させている。プロモーション白子は，令和８年３月３１日，同業務委託契約に基づきＤ社に対し業務委託費１７０万円（本体１５４万５４５５円，消費税１５万４５４５円）を

支払った。なお，プロモーション白子の第２期（令和７年４月１日から令和８年３月３１日）決算報告書上，上記人材確保支払手数料２２７万７５００円は「採用教育費」の科目で計上されている。

一般に会計上，「人件費」とは，職員の給与，賞与及び法定福利費などを指す勘定科目であり，人材紹介等を外注したことについての「外注費」や「支払手数料」の勘定科目となる上記人材確保支払手数料とは区別される。しかしながら，本件要綱第５条の補助金対象経費への該当性は，会計の勘定科目のみを基準として判断されるべきではなく，経費の目的や性質と補助対象事業との関連性も加味して実質的に判断されるべきである。上記人材確保支払手数料は，人材の拡充及び維持のための経費という観点からすれば，給与，賞与または法定福利費といった人件費と密接に関連する経費項目である。本件要綱第５条第１号の文言上も「人件費『等』」と例示的に経費を列挙しており，人件費と密接に関連する経費も「人件費等」に含まれると解される。また，本件要綱第４条に定める補助対象事業の実施には，観光業，マーケティング，広告宣伝といった専門知識やノウハウを有する有能な人材が不可欠であるところ，かかる人材の確保のための上記人材確保支払手数料は，補助対象事業の実施のための必要な経費といえる。

他方で，人材紹介手数料の相場は一般に理論年収の３５％程度といわれており，上記人材確保支払手数料の金額は相当である。

さらに，上記第２の１９及び同２０のとおり，白子町長は上記人材確保支払手数料２２７万７５００円の支出が記載された収支決算報告書を含む白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金実績報告書の提出を受けた上で，本件補助金の額を１０００万円と確定したものであるから，本件要綱第５条第３号「その他町長が必要と認める経費」にも該当すると解されるところ，上記人材確保支払手数料は補助事業実施のために

必要かつ相当な経費であることは既に述べたとおりであるから，町長が経費として必要と認めたことについて，その裁量の逸脱や濫用もない。

いずれにしても，人件確保支払手数料は本件要綱第５条所定の補助対象経費に該当し，違法または不当な点は見当たらない。

エ　よって，本件補助金は本件要綱に適合している。

(3) 地方自治法第１１７条について

地方自治法第１１７条は，「普通地方公共団体の議会の議員は，自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については，その議事に参与することができない」旨を定めている。上記第２の１及び同４のとおり，白子町議会は，令和７年３月１２日，本件補助金として１０００万円の支出を含む一般会計歳入歳出予算を決議しているところ，同議会議員である大多和秀一，今井滋則及び宗島理仁は，補助金交付先となったプロモーション白子の監事あるいは社員であったため，同決議の同条適合性の問題が生じうる。

この点について，プロモーション白子は一般社団法人の形態であって，その定款の定めにより，監事は無報酬とされ，社員への剰余金の分配を行うことができず，法人の清算時の残余財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与することとされている。そうすると，本件補助金とプロモーション白子の監事や社員の業務との間に直接の利害等が生じる事態が想定できないから，本件補助金支出を含む予算は「自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件」には該当しない。

したがって，プロモーション白子の監事あるいは社員である町議会議員が本件補助金支出を含む一般会計歳入歳出予算の議事に参与しても，同法違反とは評価されない。

(4) よって，本件補助金の交付決定及び同決定に基づく支出行為について，違法または不当な点は見当たらない。

2　本件業務委託契約について

(1) 上記第２の１２，同１７及び同１８のとおり，白子町とプロモーション白子とは，令和７年８月１日，白子町を発注者，プロモーション白子を受注者とし，委託業務を観光資源の可視化及び魅力発信コンテンツ（ＰＲ動画等）の開発等，履行期限を令和８年３月１９日まで，業務委託料を３００万円として本件業務委託契約を随意契約による方法で締結した。白子町は，同契約に基づいて提出されるべき成果品が期限内に全て提出されたことを受けて，プロモーション白子に対し，本件業務委託契約に基づく業務委託料３００万円を支払った。

(2) 本件業務委託契約は，およそ８か月のうちに３００万円で白子町の観光資源の可視化及び魅力発信コンテンツ（ＰＲ動画等）の開発等の相当量の業務を委託する契約であった。プロモーション白子は，白子町の観光振興目的のために設立され，観光庁により観光地域づくり候補法人（候補ＤＭＯ）に登録され，白子町の観光に関する特性や課題を既に把握し，人的体制も充実していたことから，限られた予算内かつ期間内で同業務を委託する先として最適であった一方で，他の業者に同様の対価で同様の成果を期待するのは困難であった。このような事情から，契約の性質及び目的に照らして競争入札に適しないものとして，随意契約（地方自治法第２３４条第２項，同法施行令第１６７条の２第１項第２号）による方法で本件業務委託契約を締結したことは相当と認められる。

(3) また，本件補助金は，観光地域づくり法人または同候補法人に対して本件要綱に定められた補助対象事業の補助対象経費に必要な補助金を交付するものであるのに対し，本件業務委託契約は，特定の仕様による具体的な業務及び成果物の提出を求めるものであり，その目的，内容及び性質が異なるため，

本件補助金交付とは別に本件業務委託契約を締結したことは相当と認められる。

(4) よって，本件業務委託契約及び同契約に基づく支出行為について，違法または不当な点は見当たらない。

3　結論

以上より，本監査の対象事項である，

① 令和７年４月７日付け白子町ＤＭＯ推進支援事業補助金の交付決定及び同決定に基づく支出行為

② 白子町と一般社団法人プロモーション白子との間の令和７年８月１日付の業務委託契約締結及び同契約に基づく支出行為

いずれについても，違法または不当な点は見当たらない。

以　上